

函館市福祉事務所事務分掌規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年6月4日

函館市長 大 泉 潤

函館市規則第39号

函館市福祉事務所事務分掌規則の一部を改正する規則

函館市福祉事務所事務分掌規則（昭和52年函館市規則第49号）の一部を次のように改正する。

第2条生活支援総務課の項第2号および第3号，生活支援課の項第2号，湯川福祉課の項第7号および第8号，亀田福祉課の項第10号および第11号，戸井福祉課の項第7号，恵山福祉課の項第8号，椴法華福祉課の項第7号ならびに南茅部福祉課の項第8号中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

附 則

この規則は，公布の日から施行する。